

## 特別全国障害者スポーツ大会 個人競技参加申込書記入要領（様式2-1～7関係）

### 1 参加申込に当たって

- (1) 本大会は、障害の種類や程度に応じた障害区分を設け、参加可能な競技や種目を定めています。障害区分の判定に当たっては、全国障害者スポーツ大会競技規則を参考にするとともに、選手選考会等において、公益財団法人日本パラスポーツ協会主催の障害区分判定研修会を受講した障がい者スポーツ指導員等により、直接選手の障害の状況や区分を確認する作業を行う等、派遣者の責任において適切に実施すること。
- (2) 大会当日は、競技会場にテレビ局、新聞社等の報道機関が来場し、選手の氏名・写真・映像が報道されることがあります。また、大会プログラム、大会報告書等の冊子及びホームページ等に障害区分（重複障害含む。）、年齢区分、氏名、選手団名、競技中の写真並びに競技記録等の掲載や主催者による競技会等のインターネット中継を行う場合があるため、あらかじめ了承のうえ、申し込むこと。

⑮ 参加申込書類が提出された時点で、下記の掲載について同意があったものとして取扱います。

大会当日は、競技会場にテレビ局、新聞社等の報道機関が来場し、選手の氏名・写真・映像が報道されることがあります。また、競技プログラムや大会ホームページ等に障害区分（重複障害含む。）、年齢区分、氏名、選手団名、競技中の写真および競技記録等の掲載や主催者による競技会等のインターネット中継を行う場合がありますので、あらかじめ御了承のうえ、お申込みください。

申込書に上記項目を設けていますので、必ず確認したうえで申し込むこと。

なお、参加申込時に提出していただいた書類は、特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」に係る業務にのみ使用し、その他の目的には使用するものではありません。

### 2 記入する時の注意事項

- (1) 当記入要領のほか、記入例を参考に記入すること。
- (2) 原則としてパソコン入力とすること。手書きの場合は黒ボールペンを使用し、文字は楷書で、数字はアラビア数字（0, 1, 2, …）で正確かつ丁寧に記入すること（特に氏名は大きくはっきりと書くこと）。
- (3) 出場できるのは、次の7競技のうち1競技のみ
  - ① 陸上競技（身体障害者、知的障害者）
  - ② 水泳（内部障害を除く身体障害者、知的障害者）
  - ③ アーチェリー（視覚障害を除く身体障害者）
  - ④ 卓球（内部障害を除く身体障害者、知的障害者、精神障害者）
  - ⑤ フライングディスク（身体障害者、知的障害者）
  - ⑥ ボッチャ（身体障害者）
  - ⑦ ボウリング（知的障害者）
- (4) 「個人競技参加申込書」は競技ごとに7種類に分かれています。選手1名につき、出場を希望する競技の申込書を1枚使用すること。

競 技	様 式	備 考
陸上競技	様式2-1	必ず派遣元で控えを取るようになしてください。 なお、各参加申込書は「燃ゆる感動かごしま大会」のホームページからもダウンロードできます。 参加資格審査で必要に応じて、選手の情報等の照会を行います。
水泳	2	
アーチェリー	3	
卓球	4	
フライングディスク	5	
ボッチャ	6	
ボウリング	7	

### (5) 申込書の構成

①	選手団名	選手団番号	個人番号
②	フリガナ	性別	1 男 ・ 2 女
③	氏名	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
④	現住所	年齢	満 歳 (令和6(2024)年4月1日現在)
⑤	TEL		
⑥	FAX		
⑦	身体障害者手帳	都道府県	障害者(身体障害)の種別とその他の全文
⑧	療育手帳	更新時期	更新不連続
⑨	障害の種類	1 肢体 2 視覚 3 聴覚・平衡・音声・言語・その他機能 4 知的 5 内臓 6 精神	
⑩	重複障害	0 なし 1 肢体 2 視覚 3 聴覚・平衡・音声・言語・その他機能 4 知的 5 内臓 6 精神 7 その他	

(上段)  
【各競技共通事項】  
選手の基本情報を  
記入します。

<b>⑪ 障害区分</b> 主たる障害の該当する番号1つのみに○印を付けてください。		<b>⑫ 出場種目</b> <別表1>を確の上、希望する種目・自己記録を下欄にご記入ください。	
1 手部切断 2 片前腕切断または、片上肢不完全 3 両前腕切断または、片前腕および片上肢切断 4 両上肢切断または、両上肢不完全 5 片上肢切断または、片上肢不完全 6 両下肢切断 7 片下肢切断または、片下肢不完全 8 両下肢切断または、両下肢不完全 9 体幹 10 第6頸椎まで残存 11 第7頸椎まで残存 12 第8頸椎まで残存 13 下肢麻痺で座位バランスなし 14 下肢麻痺で座位バランスあり 15 その他の車いす	16 四肢麻痺で車いす使用 17 けつて移動 18 片上下肢で車いす使用 19 上肢で車いす使用 20 その他走不能 21 上肢に不随意運動を伴う走可能 22 その他走可能 23 電動車いす常用 24 視力0から0.01まで 25 その他の視覚障害 26 聴覚障害 27 知的障害 28 ぼうこう又は直腸機能障害	<b>⑬ 競技中に使用する補装具等</b> (有・無) 有・無を必ず記入してください。 「有」の方は、番号を下欄に記入してください。 「15 その他」の場合、( )に内容を記入してください。 【障害区分10～19】の方は、「車いす等」の欄の6～10、12、13から選択してください。	
<b>⑭ 障害区分補装具事項</b> 「障害区分1～23の方」は、該当する箇所に○印を付け、該当事項をご記入ください。		<b>⑭ 出場種目</b>	
<b>ア 切断 (部位)</b> <b>イ 脊髄損傷</b> 受傷部位 ( 頸髄 ・ 胸髄 ・ 腰髄以下 ) 麻痺の程度 ( 四肢麻痺 ・ 両下肢麻痺 ) ( 完全 ・ 不完全 ) 座位バランス ( あり ・ なし ) 頸髄の場合 ① 肘関節伸展と手関節屈伸が ( できる ・ できない ) ② 把持能力が ( ある ・ ない ) <b>ウ 脊髄損傷・脳原性麻痺以外の車いす使用(二分脊椎、脊・関節機能障害、切断など)の方で座位バランスが ( ある ・ ない )</b> <b>エ 障害区分4・5・7・8(切断は除く)で、片足または両足で補装具なしで立つことが ( 可能 ・ 不可能 )</b> <b>オ 脳原性麻痺で、上肢に中等度以上の不随意運動や協調性低下が ( ある ・ ない )</b> <b>カ 脳原性麻痺で、上肢の関節可動域に制限が ( ある ・ ない )</b> <b>キ 脳原性麻痺で、走ることが ( 可能 ・ 不可能 )</b> <b>ク 日常生活で使用する補装具(装具・車いす・杖など)が ( ある ・ ない )</b> <b>【ある場合必ず記入して下さい】</b> ● 常用の補装具名 [ ] ● 常用でないが併用する補装具名 [ ]		<b>⑭ 出場種目</b> 希望順 種目名 自己記録 番号 その他の内容 第1希望 第2希望 第3希望 第4希望 車いす等 1 杖 2 松葉杖(1本) 3 松葉杖(2本) 4 クラッチ(1本) 5 クラッチ(2本) 6 両手駆動 7 片手駆動 8 足駆動(前向) 9 足駆動(後向) 10 片上下肢駆動 11 電動 12 投てき台 13 レーサー 14 椅子 補装具・装具等 15 その他 ( ) 車いす希望 あり ・ なし 走幅跳の踏切板の位置 ( 1m ・ 2m )	
<b>⑮ 特記事項</b> 下記の該当する番号や項目等に○印を付け、必要事項をご記入ください。		<b>⑮ 特記事項</b> 1 特になし 2 障害区分24、25の競走競技で、伴走者を同伴(障害区分24の50m音源走を除く) 3 障害区分24の50m走(音源走)で、(競技役員・許可された者)の音源(主催者が用意した音源・持込み音源)による誘導を希望する 4 障害区分24、25のフィールド競技(立幅跳以外)で、(競技役員・許可された者)の(声・主催者が用意した音源・持込み音源)による援助を希望 5 聴覚、音声・言語等に障害のある者で、(手話通訳・手書き要約筆記)を希望 6 視覚に障害のある者で、点字プログラムを希望 7 競技規則上、競技場内に同伴する介助者の入場が認められている者(障害区分10、16、17、23、24、25の場合によっては区分番号18、27)で、競技場内に介助者を希望(その理由)	

(下段)  
【競技別事項】  
障害区分や  
出場種目等について  
記入します。  
競技によって  
記入する内容が  
異なります。

### 3 各項目の記入要領

#### 【各競技共通事項】

#### ① 選手団名、選手団番号、個人番号

選手団名および選手団番号は、別表「選手団番号一覧表」により記入すること。

個人番号は、個人競技に参加する全選手について、次の競技順に並べ、システム入力後に付与された個人番号を(※再採番機能を使用した場合、再採番後の個人番号を)各選手団で記入すること(同一競技内での順番は自由)。

#### (競技順)

陸上競技→水泳→アーチェリー→卓球→フライングディスク→ボッチャ→ボウリング

#### ※注意事項

競技順にシステムへ登録しなかった場合、全選手を入力後にシステムの再採番機能により、競技順に並び替えをしてください。再採番すると、個人番号が変更されるので、変更された個人番号を参加申込書右上の個人番号欄に記入すること。

② 氏名, フリガナ

選手の氏名を上段にカタカナで、下段に漢字で記入すること。  
大会プログラム等の印刷物に正確に表記する必要があることから、略字等に置き換えず「正確に」記入すること。

<記入例>

カゴシマ	タロウ
鹿児島	太郎

③ 性別

現在の戸籍上の性別を記載すること。該当する番号を○囲みする。

④ 生年月日, 年齢

生年月日と令和5年4月1日現在の年齢を記入すること。

⑤ 現住所

郵便番号, 現住所, 電話番号を記入すること。

⑥ 身体障害者手帳

手帳に記載されている「手帳の交付都道府県市(区)名」, 「手帳の交付番号」, 「等級」を記入すること。

手帳に記載されている障害名全文を省略せずに記入すること。

手帳に記載されている障害名だけでは障害区分が正確に判断できない場合があるので、障害の原因となっている傷病名(外傷, 病気)等を具体的に記入すること。

手帳に傷病名等の記載がない場合は、本人等に確認すること。

視覚に障害がある方は、手帳に記載されている右・左それぞれの裸眼及び矯正後の視力を記入すること。矯正できない場合は、「不可」を○で囲むこと。

手帳の「次回更新日」が経過していないか確認すること。

⑦ 療育手帳

知的障害者部門に出場する方のみ、手帳の「有」又は「無」を○囲みすること。

・ 「有」に該当するのは、次のいずれかの場合です。

ア 既に療育手帳の交付を受けている

イ 参加申込時点で療育手帳の交付を申請中

・ 「無」に該当するのは、次の場合です。

療育手帳の交付を受けていないが、取得の対象に準ずる障害のある場合。なお、証明書等が必要となります。

※ 卓球の精神障害区分に出場する方は、同様に精神障害者保健福祉手帳に関して記入してください。

⑧ 障害の分類

「主たる障害」を「1」から「5」(卓球は「6」まで)の中から一つ選び、その番号を○囲みすること。

なお、取消線で消してある障害に該当する場合は、当該競技に出場することができません。

⑨ 重複障害

「⑧ 障害の分類」で記入した障害のほかに、重複する障害(手帳記載分のみ)がある場合は、該当するものを○で囲み、「7 その他」の場合は( )内に障害名を記入すること。

また、重複する障害(手帳記載分のみ)がない場合は、「0 なし」を○囲みすること。

【競技別事項】

参加を希望する競技の記載部分を参照すること。

出場種目を選択する際は、障害区分、年齢区分等により出場できる種目が異なることから、

全国障害者スポーツ大会競技規則第2条2「〈別表1〉全国障害者スポーツ大会競技・種目」及び解説第3章「障害区分」を参照すること。

# 1 陸上競技

## ⑩ 障害区分

主たる障害（「⑧障害の分類」で記入した障害）の該当する区分を1つ選び、番号を○囲みすること。

⑩ 障害区分			
主たる障害の該当する番号1つのみに○印を付けてください。			
1 1 2 3	1 2 3	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全 両前腕切断または、片前腕および片上肢切断 両上肢不完全 両上腕切断または、両上肢完全	16 17 18 19 20 21
	4 5 6 7 8	片下腿切断または、片下肢不完全 片大腿切断または、片下肢完全 両下腿切断 片下腿および片大腿切断 両下肢不完全 両大腿切断または、両下肢完全	22 23 24 25
	9	体幹	26
10 11 12 13 14 15	10 11 12	第6頸髄まで残存 第7頸髄まで残存 第8頸髄まで残存	27 28
	13 14	下肢麻痺で座位バランスなし 下肢麻痺で座位バランスあり	
	15	その他の車いす	

「⑧障害の分類」で選択した障害が

「1 肢体」の場合 → 1～23 から選択

「2 視覚」の場合 → 24・25 から選択

「3 聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく機能」の場合 → 26

「4 知的」の場合 → 27

「5 内部」の場合 → 28

となります。

## ⑪ 障害区分確認事項

障害区分1～23に該当する場合は、該当する箇所（ア～ク）を○囲みし、該当する事項を記入すること。

⑪ 障害区分確認事項	
「障害区分1～23の方」は、該当する箇所に○印を付け、該当事項をご記入ください。	
ア	切断（部位）
イ	脊髄損傷 受傷部位（頸髄・胸髄・腰髄以下） 麻痺の程度（完全・不完全） （四肢麻痺・両下肢麻痺） 座位バランス（あり・なし） 頸髄の場合 ①肘関節伸展と手関節掌屈が（できる・できない） ②把持能力が（ある・ない）
ウ	脊髄損傷・脳原性麻痺以外の車いす使用（二分脊椎、骨・関節機能障害、切断など）の方で座位バランスが（ある・ない）
エ	障害区分4・5・7・8（切断は除く）で、片足または両足で補装具なしで立つことが（可能・不可能）
オ	脳原性麻痺で、上肢に中等度以上の不随意運動や協調性低下が（ある・ない）
カ	脳原性麻痺で、上肢の関節可動域に制限が（ある・ない）
キ	脳原性麻痺で、走ることが（可能・不可能）
ク	日常生活で使用している補装具（義足・車いす・杖など）が（ある・ない） 【あるの場合必ず記入してください】 ●常用の補装具名 [ ] ●常用でないが併用する補装具名 [ ]

ア 切断（欠損を含む）部位を記入してください。

イ～クについては、（ ）内の該当する項目を○で囲んでください。

脳原性麻痺の方はオ～キ（ ）内の該当する方を○で囲んでください。

クで「あり」を選択した場合は、必ず補装具の種類を [ ] 内に記入してください。

### 《設問の解説》

#### ●ア～エについて

障害区分1～8（切断・機能障害）、10～15（脳原性麻痺以外で車いす使用）に該当する場合は、設問を確認し、該当項目を記入してください。

#### アについて

- ・ 切断（欠損を含む）部位を記入すること。
- ・ 障害区分1～8（切断・機能障害）を確認する際の参考とします。

## イについて

- ・ 障害区分 10～15（脳原性麻痺以外で車いす使用）を確認する際の参考とします。
- ・ 座位バランスの判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となります。背もたれのない座位の状態、両手の支えなく座ることができる場合は、「座位バランスあり」と判断します（競技規則集 解説8 ページ（注2）参照）。

## ●オ～キについて

障害区分 16～22（脳原性麻痺）に該当する場合は記入すること。

脳原性麻痺は、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害をいう。

## オについて

- ・ 上肢の不随意運動や協調性低下の度合いについて、四肢麻痺があるかの確認をします。軽度の場合は、「ない」に○囲みをしてください。

### 「中等度以上ある」に該当する場合

…ハンドリムを瞬時に把持することができない場合やハンドリムをプッシュする際に肘関節の伸展ができない場合、車いすの駆動が掌等ではじいて駆動している場合は、これに該当する（競技規則集 解説9 ページ（注4）参照）。

また、「Ashworthの痙性スケール」で、Grade 3および4に該当する場合は、これに該当する。（参考：障害区分判定審査研修会テキスト）

## カについて

- ・ 上肢の関節に著しい障害があれば「ある」を、それ以外は「ない」に○をすること。

## キについて

- ・ 走れるかどうかは、障害区分 20～22 を確認する際の参考とします。  
（走可能については、競技規則集 解説7 ページ（13）参照）

## クについて

- ・ 日常生活で使用している補装具があれば、記入すること。  
ある場合は、常用の補装具と常用でないが併用する補装具を分けて記入すること。  
運動機能、移動能力等を把握するための参考とします。

## 【参考】

- 1 手帳の記載で、脳に原疾患がある場合には、障害区分 16～22（脳原性麻痺）のいずれかになること。
- 2 脳原性麻痺で車いすを使用して競技に参加する者で、手帳に「四肢体幹機能障害」等の記載がある場合、設問オ・カが「ある」の場合は障害区分 16、それ以外の場合は障害区分 19 の可能性がある（競技規則集 解説9 ページ 陸上競技/車いす/四肢麻痺で車いす使用（障害区分 16）と上肢で車いす使用（障害区分 19）の欄および（注4）参照）。
- 3 設問キが「不可能」である場合、競技中に杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、障害区分 20 の可能性がある（競技規則集 解説7 ページ（13）走可能とは…参照）。
- 4 設問キが「可能」、設問オが「ある」場合は、障害区分 21 の可能性がある。
- 5 設問キが「可能」、設問オが「ない」場合は、障害区分 22 の可能性がある。

## ⑫ 出場種目

出場できる種目は障害区分により異なるので〈別表1〉全国障害者スポーツ大会競技規則集〉で確認すること。第1～第3希望欄に種目名を記入するとともに、併せて自己記録を記入すること。その中から主催者で出場種目2種目を決定する。ただし、希望種目が1つのみの場合は

第2および第3希望欄に斜線を引くこと。

■ 種目名

競走競技		跳躍競技	投てき競技
50m	800m	走高跳	砲丸投
100m	1500m	立幅跳	ソフトボール投
200m	スラローム	走幅跳	ジャベリックスロー
400m	4×100mリレー		ビーンバッグ投

- 50m競走についてはスタンディングスタートのみとする。また、その場合スターティング・ブロックを使用することはできない。
- リレー種目に参加を希望する場合は必ず「有」に○囲みすること。
- 車いすで100m以上の競走競技に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技しなければならない。
- 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。
- 車いすで800m以上の競走種目に出場する競技者は、競技用車いす（レーサー）を使用しなければならない。

⑬ 競技中に使用する補装具等

競技中に使用する補装具等について、「有」「無」のいずれかを○囲みすること。

「有」の場合は、希望種目毎に使用する補装具等の番号を記入すること。

義肢・装具等を選んだ場合は、使用する補装具の名称を「その他の内容」欄に記入すること。

⑫ 出場種目			
＜別表1＞を確認の上、希望する種目・自己記録を下欄にご記入ください。			
⑬ 競技中に使用する補装具等			
有・無を必ず記入してください。			
「有」の方は、番号を下欄（出場種目右欄）に記入してください。			
「15 その他」の場合、( )に内容を記入してください。			
「障害区分10～19」の方は、「車いす等」の欄の6～10、12、13から選択してください。			
歩行杖等	1 杖	2 松葉杖(1本)	3 松葉杖(2本)
	4 クラッチ(1本)	5 クラッチ(2本)	
車いす等	6 両手駆動	7 片手駆動	8 足駆動(前向)
	9 足駆動(後向)	10 片上下肢駆動	11 電動
	12 投てき台	13 レーサー	14 椅子
義肢・装具等	15 その他 ( )		

有無を記入してください。

左欄に参加を希望する種目名を、中央欄に当該種目の自己記録を、右欄に当該種目に使用する補装具等を記入してください。

【自己記録の記入例】

≪時間の記入例≫ 12分34秒56

※1/100秒の部分は「2桁」で記入してください。

(例) 9秒05 → 9秒05

9秒5 → 9秒50

≪距離の記入例≫ 12m34cm

【走幅跳の踏切板の位置】

いずれかを○で囲んでください。

※視覚部門の走幅跳は1mのみ

⑫ 出場種目			⑬ 競技中に使用する補装具等	
希望順	種目名	自己記録	番号	その他の内容
第1希望				( )
第2希望				( )
第3希望				( )
ル-希望	あり	なし	※ありの場合、様式B提出	
	走幅跳の踏切板の位置 ( 1m ・ 2m )			

⑭ 特記事項

該当する番号を○囲みすること。

特記事項がない場合は「1 特になし」を○囲みすること。

フィールド競技とは、跳躍競技及び投てき競技のことをいう。  
 手話通訳と手書き要約筆記の希望については、いずれか1つを選択すること。  
 介助者の入場を希望する場合は、「その理由」欄に介助者が必要な理由を具体的に記入すること。

特記事項がない場合は、  
 1を○で囲んでください。



⑭ 特記事項	
下記の該当する番号や項目等に○印を付け、必要事項をご記入ください。	
1	特になし
2	障害区分24、25の競走競技で、伴走者を同伴（障害区分24の50m音源走を除く）
3	障害区分24の50m走(音源走)で、（競技役員・許可された者）の音源（主催者が用意した音源・持込み音源）による誘導を希望
4	障害区分24、25のフィールド競技(立幅跳以外)で、（競技役員・許可された者）の（声・主催者が用意した音源・持込み音源）による援助を希望
5	聴覚、音声・言語等に障害のある者で、（手話通訳・手書き要約筆記）を希望
6	視覚に障害のある者で、点字プログラムを希望
7	競技規則上、競技場内に同伴する介助者の入場が認められている者（障害区分10、16、17、23、24、25場合によっては区分番号18、27）で、競技場内に介助者を希望 （その理由） _____ _____
8	聴覚と視覚に障害があるため、競技場内に通訳者、介助者の同伴を希望

〈参考〉

全国障害者スポーツ大会競技規則の解説 「第2部 第1章 陸上競技」から抜粋  
 第5節 介助者の役割  
 2 申請対象となる障害区分  
 申請対象は原則として区分番号 10, 16, 17, 23, 24, 25 であるが、場合によっては区分番号 18, 27 も対象となる。いずれの場合も申し込み時に理由を添えた申請が必要である。  
 また、特例として重複障害により上記区分に該当する障害があるが、上記以外の区分で参加申し込みをする場合は、事前申請により介助者の同伴が認められる。



## 2 水泳

### ⑩ 障害区分

主たる障害（「⑧障害の分類」で記入した障害）の該当する区分を1つ選び、番号を○囲みすること。

⑩ 障害区分					
主たる障害の該当する番号1つのみに○印を付けてください。					
上肢	1	手部切断	脳原性麻痺 (脳性麻痺、 脳血管疾患、 脳外傷等)	17	四肢麻痺(車いす常用)または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能
	2	片前腕切断または、片上肢不完全		18	両下肢麻痺または、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能
	3	片上腕切断または、片上肢完全			
	4	両前腕切断または、両上肢不完全			
	5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断			
下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	19	片側障害で片上肢機能全廃 その他の片側障害で走不能	
	7	片大腿切断または、片下肢完全			
	8	両下腿切断または、両下肢不完全			
	9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断			
上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	視覚障害	23	視力0から0.01まで
	11	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全		25	聴覚障害
	12	体幹			
車いす常用 以外 麻痺 以	13	第7頸髄まで残存	知的障害	26	知的障害
	14	第8頸髄まで残存			
	15	下肢麻痺で座位バランスなし			
	16	下肢麻痺で座位バランスあり			

「⑧障害の分類」で選択した障害が

「1 肢体」の場合 → 1～22 から選択

「2 視覚」の場合 → 23, 24 から選択

「3 聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく機能」の場合 → 25

「4 知的」の場合 → 26

となります。

### ⑪ 障害区分確認事項

障害区分1～22 に該当する場合は、該当する箇所（ア～ク）を○囲みし、該当事項を記入すること。

⑪ 障害区分確認事項	
「障害区分1～22の方」は、該当する箇所に○印を付け、該当事項をご記入ください。	
ア 切断 (部位)	( )
イ 脊髄損傷 受傷部位	( 第7頸髄以上・第8頸髄 ) ( 胸髄・腰髄以下 )
	麻痺の程度 ( 完全・不完全 ) 座位バランス ( ある・ない )
頸髄の場合	①肘関節伸展と手関節掌屈が ( できる・できない ) ②把持能力が ( ある・ない )
ウ 脊髄損傷・脳原性麻痺以外の車いす使用(二分脊椎、骨・関節機能障害、切断など)の方で座位バランスが	( ある・ない )
エ 障害区分6～11(切断は除く)で、片足または両足で補装具なしで立つことが	( 可能・不可能 )
オ 脳原性麻痺で、上肢に中等度以上の不随意運動や協調性低下が	( ある・ない )
カ 脳原性麻痺で、上肢の関節可動域に制限が	( ある・ない )
キ 脳原性麻痺で、走ることが	( 可能・不可能 )
ク 脳原性麻痺の片側障害でストロークは	( 両上肢・片上肢 ) で行う
ケ 日常生活で使用している補装具(装具・車いす・杖など)が	( ある・ない )
【ある場合必ず記入して下さい】	
●常用の補装具名	[ ]
●常用でないが併用する補装具名	[ ]

切断(欠損を含む)部位を記入

イ～ケについては、( )内の該当する項目を○で囲んでください。

脳原性麻痺の方はオ～ク( )内の該当する方を○で囲んでください。

ケで補装具「ある」を選択した場合は、必ず補装具の種類を[ ]内に記入

### 《設問の解説》

#### ●ア～エについて

障害区分1～11(切断・機能障害)、13～16(脳原性麻痺以外で車いす常用)に該当する場合は、設問を確認し、該当項目を記入してください。

#### アについて

- ・ 切断(欠損を含む)部位を記入すること。
- ・ 障害区分1～11(切断・機能障害)を確認する際の参考とします。

#### イについて

- ・ 障害区分13～16(脳原性麻痺以外で車いす常用)を確認する際の参考とします。

- ・ 受傷部位が頸髄の場合は、第7頸髄以上、第8頸髄のいずれかを選択してください。あわせて、①②についても必ず、確認・記入ください。受傷部位が不明な場合は、以下を参考に記載ください。

肘関節の伸展と手関節の掌屈ができ、把持能力がない場合は、第7頸髄以上。  
肘関節の伸展と手関節の掌屈ができ、把持能力がある場合は、第8頸髄。

- ・ 座位バランスの判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となります。背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断します。

#### ●オ～クについて

障害区分 17～21（脳原性麻痺）に該当する場合は記入すること。

脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害をいう。

オについて

- ・ 上肢の不随意運動や協調性低下の度合いについて、四肢麻痺があるかの確認をします。軽度の場合は、「ない」に○囲みをしてください。

「中等度以上ある」に該当する場合

…ハンドリムを瞬時に把持することができない場合やハンドリムをプッシュする際に肘関節の伸展ができない場合、車いすの駆動が掌等ではじいて駆動している場合は、これに該当する（競技規則集 解説9ページ（注4）参照）。

また、「Ashworthの痙性スケール」で、Grade3および4に該当する場合は、これに該当する。（参考：障害区分判定審査研修会テキスト）

カについて

- ・ 上肢の関節に著しい障害があれば「ある」を、それ以外は「ない」に○をすること。

キについて

- ・ 障害区分 17～21（脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等））を確認する際の参考とします。

ケについて

- ・ 日常生活で使用している補装具があれば、記入すること。ある場合は、常用の補装具と常用でないが併用する補装具を分けて記入すること。運動機能、移動能力等を把握するための参考とします。

#### 【参考】

- 1 手帳に「体幹機能障害、四肢体幹機能障害」等の記載があり、脳原性による場合には、障害区分 17～21（脳原性麻痺）になること。
- 2 脳原性麻痺により車いすを使用し、手帳に「四肢体幹機能障害」等の記載がある場合で、設問オ・カが「ある」で「車いす常用」の場合は障害区分 17、「ない」場合は障害区分 18の可能性がります。
- 3 設問キが「不可能」で設問オが「ある」場合は障害区分 17、設問キが「不可能」で設問オが「ない」又は軽度の場合は障害区分 18、設問キが「可能」で設問オが「ある」場合は障害区分 21の可能性がります。
- 4 脳原性麻痺で杖又は松葉杖を使用している場合は、障害区分 19の可能性がります。
- 5 片側障害で、健側の片上肢のみを使って泳ぐ場合は障害区分 19、両上肢を使って泳ぐ場合は障害区分 20、その他軽度の方は障害区分 21の可能性がります。



### 3 アーチェリー

#### ⑩ 障害区分

主たる障害（「⑧障害の分類」で記入した障害）の該当する区分を1つ選び、番号を○で囲むこと。

⑩ 障害区分			
主たる障害の該当する番号1つのみに○印を付けてください。			
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1	第8頸髄まで残存
		2	その他の車いす
	切断・機能障害	3	上肢障害
		4	下肢障害（椅子、車いす使用を含む）
		5	体幹
	脳原性麻痺	6	脳原性麻痺（椅子、車いす使用を含む）
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	7	聴覚障害	
内部障害	8	ぼうこう又は直腸機能障害	

「⑧障害の分類」で選択した障害が  
「1 肢体」の場合 → 1～6から選択  
「3 聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく機能」 → 7  
「5 内部」 → 8  
となります。

#### ⑪ 障害区分確認事項

障害区分1～6(肢体不自由)の方は、該当する箇所を○囲みし、該当事項を記入すること。

⑪ 障害区分確認事項	
「障害区分1～6の方」は、該当する箇所に○印を付け、該当事項をご記入ください。	
ア 切断 (部位)	
イ 脊髓損傷 (四肢麻痺・両下肢麻痺)	
ウ 日常生活で使用する補装具(装具・車いす・杖など)が (ある・ない) 【 <b>ありの場合必ず記入して下さい</b> 】 ● 常用の補装具名 [ ] ● 常用でないが併用する補装具名 [ ]	

切断(欠損を含む)部位を記入してください。

該当する方を○で囲んでください。

日常生活において補装具を使用されている方は、常用の補装具の種類を記入してください。また、常用でないが併用する補装具があれば記入してください。

#### 《設問の解説》

アについて

- ・ 切断(欠損を含む)部位を記入すること。
- ・ 障害区分3～4(切断・機能障害)を確認する際の参考とします。

イについて

- ・ 障害区分1, 2(脳原性麻痺以外で車いす常用)を確認する際の参考とします。

ウについて

- ・ 日常生活で使用する補装具があれば、記入すること。ある場合は、「常用の補装具」と「常用でないが併用する補装具」を分けて記入すること。  
運動機能、移動能力等を把握するための参考とします。

#### 【参考】

- 1 脳以外の原疾患による下肢障害で、競技の時のみ車いすを使用する場合は障害区分4となり、日常的に車いすを常用している場合は障害区分1又は2となります。
- 2 脳原性麻痺の方は全て障害区分6になります。  
なお、長距離移動時のみ車いすを使用する場合は、常用とは言わない。

⑫ 出場種目

- ・ 出場種目を1種目選び、コード番号を○囲みすること。
- ・ 自己記録欄に自己記録を記入すること。
- ・ 行射の向きについて、左右の該当するものに○囲みすること。

⑬ 得点記録及び矢の回収

- ・ 得点記録及び矢の回収の委託先について、希望する番号1つを○囲みすること。

⑭ 特記事項

- ・ 該当する番号を○で囲み、該当事項を記入すること。
- ・ 特記事項がない場合は「1 特になし」を○囲みすること。
- ・ 手話通訳と手書き要約筆記の希望については、いずれか1つを選択すること。
- ・ 障害区分1以外で、介助者の入場を希望される場合は、「その理由」欄に、介助者が必要な理由を具体的に記入すること。

特記事項がない場合は  
○で囲んでください。

行射の際に、アシスタントが  
必要な場合のみ「3」を○囲みし、  
理由を御記入ください。

⑭ 特記事項	
下記の該当する番号や項目等に○印を付け、必要事項をご記入ください。	
1	特になし
2	障害区分1で、アシスタントの入場が必要 ( 介助内容 : )
3	障害区分1以外で、特段の理由により競技場内に同伴するアシスタントの入場を希望 (行射時間外の介助(弓具の移動や車いす移動介助等)のみを行う場合を除く) (その理由)
4	障害区分1及び3のリカーブボウ使用者で、手に補助具 (リリースエイド等の発射装置)使用を希望
5	競技中に 車いす を使用
6	競技中に 椅子 を使用
7	競技中に マウスタブ を使用
8	聴覚、音声・言語等に障害のある者で ( 手話通訳 ・ 手書き要約筆記 ) を希望

## 4 卓球

### ⑪ 障害区分

主たる障害（「⑨ 障害の分類」で記入した障害）の該当する区分を1つ選び、番号を○囲みすること。

⑪ 障害区分					
主たる障害の該当する番号1つの方に○印を付けてください。					
上肢	1	片上肢障害	10	車いす使用	
	2	両上肢障害	11	杖または、松葉杖使用	
下肢	3	片下肢切断または、片下肢不完全	脳原性麻痺 (脳性麻痺、 脳血管疾患、 脳外傷等)	12	上肢に不随意運動あり
	4	片大腿切断または、両下肢切断 片下肢完全または、片下肢不完全		13	上肢に不随意運動なし
	5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢不全		14	片側障害
体幹	6	体幹	視覚障害	15	アイマスクまたは、 アイシェードあり
車いす原 す性 常麻痺、 以外用で	7	第8頸髄まで残存		聴覚・平衡機能障害、 当り言語・聴覚・ 機能障害	16
	8	座位バランスなし	17		聴覚障害
	9	その他の車いす	18		知的障害
			精神障害	19	精神障害

「⑧障害の分類」で選択した障害が

「1 肢体」の場合 → 1～14 から選択

「2 視覚」の場合 → 15, 16 から選択

「3 聴覚・平衡, 言語・音声・そしゃく機能」の場合 → 17

「5 知的」の場合 → 18

「6 精神」の場合 → 19

となります。

### ⑫ 障害区分確認事項

障害区分1～14(肢体不自由)に該当する場合は、該当する箇所を○で囲み、該当事項を記入すること。

⑫ 障害区分確認事項	
「障害区分1～14の方」は、該当する箇所に○印を付け、該当事項をご記入ください。	
ア	切断 (部位)
イ	脊髄損傷 麻痺の程度 (四肢麻痺・両下肢麻痺) (完全・不完全) 座位バランス (あり・なし)
ウ	脊髄損傷(脳原性麻痺以外の車いす使用(二分脊椎、骨・関節機能障害、 切断など)の方で座位バランスが: あり・なし)
エ	障害区分3～5(切断は除く)で、片足または両足で補装具なしで立つことが 可能・不可能
オ	脳原性麻痺で、上肢に中等度以上の不随意運動や協調性低下が (ある・なし)
カ	脳原性麻痺で、上肢の関節可動域に制限が (ある・なし)
キ	脳原性麻痺で、走ることが (可能・不可能)
ク	日常生活で使用している補装具(装具・車いす杖など)が (あり・なし)
	<b>【ありの場合必ず記入してください】</b>
	● 常用の補装具名
	● 常用でないが併用する補装具名 [ ]

切断(欠損を含む)部位を記入してください。

イ～クについては、( )内の該当する方を○で囲んでください。

日常生活において補装具を使用されている者は、常用の補装具の種類を記入してください。また、常用でないが併用する補装具があれば記入してください。

### ≪設問の解説≫

アについて

- ・ 障害区分1～5(切断・機能障害)を確認する際の参考とします。

イについて

- ・ 障害区分7～9(脳原性麻痺以外で車いす使用)を確認する際の参考とします。  
座位バランスの判定は、「ハそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断すること。

### ●オ～キについて

障害区分10～14(脳原性麻痺)に該当する場合は記入すること。

脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害をいう。

## オについて

- ・ 上肢の不随意運動や協調性低下の度合いについて、四肢麻痺があるかの確認をします。軽度の場合は、「ない」に○囲みをしてください。

### 「中等度以上ある」に該当する場合

…ハンドリムを瞬時に把持することができない場合やハンドリムをプッシュする際に肘関節の伸展ができない場合、車いすの駆動が掌等ではじいて駆動している場合は、これに該当する（競技規則集 解説9ページ（注4）参照）。

また、「Ashworthの痙性スケール」で、Grade3および4に該当する場合は、これに該当する。（参考：障害区分判定審査研修会テキスト）

## カについて

- ・ 上肢の関節に制限があり、日常生活に著しい障害があれば「ある」を、それ以外は「ない」を○囲みすること。

## クについて

- ・ 日常生活で使用している補装具があれば、記入すること。ある場合は、「常用の補装具」と「常用でないが併用する補装具」を分けて記入すること。運動機能・移動能力等を把握するための参考とします。

## 【参考】

- 1 下肢障害で立位によって競技を行う場合は、障害区分3～5となり、下肢障害で競技中のみ車いすを使用する場合は、障害区分9となります。
- 2 脳原性麻痺の方は、障害区分10～14となり、車いすで競技に参加する場合は障害区分10、杖・松葉杖を使用して参加する場合は障害区分11となること。
- 3 設問オが「ある」場合は障害区分12、「ない」場合は障害区分13となること。

## ⑬ 出場種目

- ・ 出場希望種目を1種目選び、コード番号を○囲みすること。  
なお、サウンドテーブルテニス（STT）への参加は、全国障害者スポーツ大会競技規則により障害区分番号15「アイマスクまたはアイシェードあり」が対象となります。

## ⑭ 競技中に使用する補装具等

- ・ 障害区分1～14（肢体不自由）に該当する場合は、「有」「無」のいずれかを○囲みし、「有」の場合、使用する補装具の番号を○囲みすること。
- ・ 義肢・装具等を選んだ方は、使用する補装具の名称を「8（ ）」内に記入すること。

## ⑮ 特記事項

- ・ 該当する番号を○囲みすること。
- ・ 特記事項がない場合は、「1 特になし」を○囲みすること。
- ・ 一般卓球の出場希望者でボールパーソンが必要な場合には、「2 試合中のボールパーソンを希望」を○囲みすること。
- ・ 手話通訳と手書き要約筆記の希望については、いずれか1つを選択すること。
- ・ 介助者の入場を希望される方は、「その理由」欄に、介助者が必要な理由を具体的に記入すること。

## 5 フライングディスク

### ⑩ 出場種目

「アキュラシー（番号1，2のうちいずれか1種目）」「ディスタンス（番号11～14のうちいずれか1種目）」の2種目まで参加できますので，希望するコード番号に○をつけ，自己記録欄に自己記録を記入すること。

〈自己記録の記入例〉

アキュラシーの記入例

7投

ディスタンスの記入例

37m14cm

### ⑪ 競技区分

フライングディスクは障害区分がありません。

希望する競技区分（座位か立位）を選び，○囲みすること。

「座位」は車いすやいすに座った状態で競技すること，「立位」は立った状態で競技することをいう。

### ⑫ 特記事項

該当する番号を○囲みすること。

特記事項がない場合は「1 特になし」を○囲みすること。

手話通訳と手書き要約筆記の希望については，いずれか1つを選択すること。

介助者の入場を希望される方は，「その理由」欄に，介助者が必要な理由を具体的に記入すること。



## 6 ボッチャ

※ 必ず、2人1組で競技スタイルが「立位」と「座位」となるよう編成して申し込むこと。  
障害の程度によっては、成立しなくなる場合があるため、事前に区分をきちんと確認したうえで、申し込むこと。

### ⑩ 障害区分

主たる障害（「⑧障害の分類」で記入した障害）の「1 肢体」の方で、該当する番号を○囲みすること。

⑩ 障害区分				
主たる障害の該当する番号1つのみに○印を付けてください。				
障害分類	区分番号	障害区分	競技スタイル	
肢体不自由	切断・機能障害	1	多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	立位
		2	第6頸髄まで残存	座位
	脳原性麻痺 以外で 車いす常用、使用	3	第7頸髄まで残存	座位
		4	第8頸髄まで残存	座位
		5	多肢切断	座位
	脳原性麻痺 (脳性麻痺、 脳血管疾患、 脳外傷等)	6	四肢麻痺で車いす常用または、使用	座位
		7	けって移動	座位
		8	片上下肢で車いす常用または、使用	座位
		9	その他走不能	立位
		10	電動車いす常用	座位

競技スタイルが【立位】で、障害分類が  
 「切断・機能障害」の場合 → 1  
 「脳原性麻痺」の場合 → 9  
 となります。

競技スタイルが【座位】で、障害分類が  
 「脳原性麻痺以外」の場合 → 2～5  
 「脳原性麻痺」の場合 → 6～8  
 「電動車いす常用」の場合 → 10  
 となります。

### ⑪ 障害区分確認事項

該当する箇所（ア～ク）を○囲みし、該当する事項を記入すること。

⑪ 障害区分確認事項	
下記の該当する番号や項目等に○印を付け、必要事項をご記入ください。	
ア 切断（部位）	]
イ 多肢切断で義足等を使用し、立位で競技が（できる・できない）	
ウ 両下肢完全麻痺で長下肢装具を使用し、立位で競技が（できる・できない）	
エ 頸髄損傷 麻痺の程度（完全・不完全）	
①肘関節伸展と手関節掌屈が（できる・できない）	
②把持能力が（ある・ない）	
オ 脳原性麻痺で、上肢に中等度以上の不随意運動や協調性低下が（ある・ない）	
カ 脳原性麻痺で、上肢の関節可動域に制限が（ある・ない）	
キ 脳原性麻痺で、走ることが（可能・不可能）	
ク 日常生活で使用している補装具(装具・車いす・杖など)が（ある・ない）	
【ある場合必ず記入して下さい】	
●常用の補装具名 [ ]	
●常用でないが併用する補装具名 [ ]	

ア 切断（欠損を含む）部位を記入してください。

イ～クについては、（ ）内の該当する項目を○で囲んでください。

脳原性麻痺の方はオ～キ（ ）内の該当する方を○で囲んでください。

クで「ある」を選択した場合は、必ず補装具の種類を [ ] 内に記入してください。

### 《設問の解説》

必ず競技スタイルを確認すること。立位は、障害区分1および9のみで出場可能となる。

座位は、障害区分2～8および10での出場となる。

出場できない場合もあるため、以下の項目を必ず確認のうえ、申し込むこと。

●ア～エについて

障害区分1～5（切断・機能障害 及び 脳原性麻痺以外で車いす常用，使用）に該当する場合は，設問を確認し，該当項目を記入してください。

アについて

- ・ 切断（欠損を含む）部位を記入すること。
- ・ 障害区分1，5（切断・機能障害）を確認する際の参考とします。

イ，ウについて

- ・ 障害区分1（切断・機能障害）を確認する際の参考とします。

エについて

- ・ 障害区分2～4（脳原性麻痺以外で車いす常用，使用）を確認する際の参考とします。

●オ～キについて

障害区分6～9（脳原性麻痺）に該当する場合は記入すること。

脳原性麻痺とは，脳性麻痺，脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害をいう。

オについて

- ・ 上肢の不随意運動や協調性低下の度合いについて，四肢麻痺があるかの確認をします。軽度の場合は，「ない」に○囲みをしてください。

「中等度以上ある」に該当する場合

…ハンドリムを瞬時に把持することができない場合やハンドリムをプッシュする際に肘関節の伸展ができない場合，車いすの駆動が掌等ではじいて駆動している場合は，これに該当する（競技規則集 解説9ページ（注4）参照）。

また，「Ashworthの痙性スケール」で，Grade3および4に該当する場合は，これに該当する。（参考：障害区分判定審査研修会テキスト）

カについて

- ・ 上肢の関節に著しい障害があれば「ある」を，それ以外は「ない」に○をすること。

キについて

- ・ 走れるかどうかは，障害区分9を確認する際の参考とします。

クについて

- ・ 日常生活で使用している補装具があれば，記入すること。  
ある場合は，「常用の補装具」と「常用でないが併用する補装具」を分けて記入すること。運動機能，移動能力等を把握するための参考とします。

【参考】

- 1 手帳に「体幹機能障害，四肢体幹機能障害」等の記載があり，脳に原疾患がある場合には，障害区分6～9（脳原性麻痺）のいずれかになること。
- 2 脳原性麻痺で車いすを使用して競技に参加する者で，手帳に「四肢体幹機能障害」等の記載がある場合，設問オ・カが「ある」場合は障害区分6，それ以外の場合は，車いすの操作方法により障害区分7，8の可能性ある。参考までに，陸上競技で障害区分19にあたる者は，ボッチャにおいては参加資格に該当しないため，出場はできない。
- 3 立位で競技をする者で，設問キが「不可能」である場合，競技中に杖や下肢装具の使用の有無に関わらず，障害区分9の可能性ある。

⑫ 出場種目・部門

出場できる種目は障害区分により異なるので〈別表1〉全国障害者スポーツ大会競技規則集で確認すること。また、ここで記載した競技スタイルと「⑩ 障害区分」で選択した競技スタイルで相違が無いよう注意すること。

⑬ 競技中に使用する補装具等

競技中に使用する補装具等について、「有」「無」のいずれかを○囲みをすること。

立位で競技に出場する者で、移動や待機時に「車いす」や「椅子」を使用する場合は、「⑭ 特記事項」にて、回答するようにしてください。

「有」の場合は、希望種目毎に使用する補装具等の番号を記入すること。

義肢・装具等を選んだ場合は、使用する補装具の名称を「その他の内容」欄に記入すること。

⑬ 競技中に使用する補装具等 (有・無)			
「有・無」どちらかに必ず○印を付け、「有」の場合は、下記の項目の内、あてはまるもの全てに○印を付けてください。			
歩行杖等	1 杖	2 松葉杖(1本)	3 松葉杖(2本)
	4 クラッチ(1本)	5 クラッチ(2本)	
	6 その他 ( )		
車いす等 (座位)	7 両手駆動	8 片手駆動	9 足駆動(前向)
	10 電動	11 片上下肢駆動	12 椅子
	13 その他 ( )		
義肢・装具等	14 名称 ( )		

有無を記入してください。

「有」の場合は、該当するもの全てを○で囲んでください。

⑭ 特記事項

該当する番号を○囲みすること。

特記事項がない場合は「1 特になし」を○囲みすること。

手話通訳と手書き要約筆記の希望については、いずれか1つを選択すること。

特記事項がない場合は、1を○で囲んでください。

立位で競技をする者で、移動や待機時に「車いす」や「椅子」を使用する場合は、2又は3を○で囲んでください。

座位で競技をする者で、競技アシスタントを同伴する場合は、ランプを使用しない場合は、「4」を、ランプ使用者は、「5」を○で囲んでください。

⑭ 特記事項	
下記の該当する番号や項目等に○印を付け、必要事項をご記入ください。	
1	特になし
2	立位で、移動や待機時に「車いす」を使用する
3	立位で、待機時に「椅子」を使用する
4	障害区分2～8および10で、車いすの移動や方向転換が機能的に困難であるため、競技アシスタントを同伴する
5	障害区分2～8および10で、投球動作が困難であるため、ランプを使用し、ランプオペレーターを同伴する
6	投球補助具として、(グローブ・ポインター【棒】)を使用する
7	聴覚、音声・言語等に障害のある者で、(手話通訳・手書き要約筆記)を希望
※注) 上記の4と5は、両方に○印をつけることはできません	

投球補助具で、グローブおよびポインター【棒】を使用する場合は、「6」を○で囲み、該当するもの全てを○で囲んでください。

〈参考〉

全国障害者スポーツ大会競技規則の解説 「第2部 第6章 ボッチャ」から抜粋  
第3節 競技アシスタント・ランプオペレーター

(1) 車いす使用者のうち、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者には競技アシスタントが、ランプ使用者にはランプオペレーターが認められる。

● その他

参加申込書と併せて、様式Aも必要事項を記入のうえ、提出すること。

## 7 ボウリング

### ⑩ 自己記録

アベレージを記入すること。

### ⑪ 特記事項

該当する番号を○囲みすること。

特記事項がない場合は「1 特になし」を○囲みすること。

手話通訳と手書き要約筆記の希望については、いずれか1つを選択すること。

### ⑫ シューズ・ボールについて

シューズ、ボールについて「1 持参する」又は「2 借用を希望する」のいずれかを○で囲み、借用を希望する場合は、ハウスシューズのサイズ（cm）、ハウスボールの重さ（ポンド）を記入すること。

※ ハウスシューズは、18～30cmまで、ハウスボールは、6～15ポンドまでとします。

また、ボールを持参する場合は、動線等スペース確保のため、1名につき最大2個とします。